

経済財政運営と改革の基本方針2024

～賃上げと投資がけん引する成長型経済の実現～（抄）

（令和 6 年 6 月 21 日閣議決定）

第 1 章 成長型の新たな経済ステージへの移行

1. デフレ完全脱却の実現に向けて

（略）

賃上げについては、労務費の転嫁円滑化に加え、商慣行の思い切った見直しを含め、業種・事業分野の実態に応じた価格転嫁対策に取り組むほか、医療・福祉分野等におけるきめ細かい賃上げ支援や最低賃金の引上げを実行する。あわせて、三位一体の労働市場改革を進め、全世代を対象とするリ・スキリングの強化に取り組む。

（略）

第 2 章 社会課題への対応を通じた持続的な経済成長の実現 **～賃上げの定着と戦略的な投資による所得と生産性の向上～**

1. 豊かさを実感できる「所得増加」及び「賃上げ定着」

（1）賃上げの促進

（略）

医療・介護・障害福祉サービスについては、2024 年度診療報酬改定で導入されたベースアップ評価料等の仕組みを活用した賃上げを実現するため、賃上げの状況等について実態を把握しつつ⁵、賃上げに向けた要請を継続するなど、持続的な賃上げに向けた取組を進める。

（略）

⁵ 例えば、診療報酬については、2024 年度改定による医療従事者の賃上げの状況、食費を含む物価の動向、経営状況等について、実態を把握することとしている。

3. 投資の拡大及び革新技術の社会実装による社会課題への対応

(1) DX

(医療・介護・こどもDX)

医療・介護の担い手を確保し、より質の高い効率的な医療・介護を提供する体制を構築するとともに、医療データを活用し、医療のイノベーションを促進するため、必要な支援を行いつつ、政府を挙げて医療・介護DXを確実かつ着実に推進する。このため、マイナ保険証の利用の促進を図るとともに現行の健康保険証について2024年12月2日からの発行を終了し、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行する。「医療DXの推進に関する工程表」³¹に基づき、「全国医療情報プラットフォーム」を構築するほか、電子カルテの導入や電子カルテ情報の標準化、診療報酬改定DX、PHRの整備・普及を強力に進める。調剤録等の薬局情報のDX・標準化の検討を進める。また、次の感染症危機に備え、予防接種事務のデジタル化による効率化を図るとともに、ワクチン副反応疑い報告の電子報告を促し、予防接種データベースを整備する等、更なるデジタル化を進める。当該プラットフォームで共有される情報を新しい医療技術の開発や創薬等のために二次利用する環境整備、医療介護の公的データベースのデータ利活用を促進するとともに、研究者、企業等が質の高いデータを安全かつ効率的に利活用できる基盤を構築する。医療DXに関連するシステム開発、運用主体として、社会保険診療報酬支払基金について、国が責任を持ってガバナンスを発揮できる仕組みを確保するとともに、情報通信技術の進歩に応じて、迅速かつ柔軟な意思決定が可能となる組織へと抜本的に改組し、必要な体制整備や医療費適正化の取組強化を図るほか、医療・介護DXを推進し、医療の効果的・効率的な提供を進めるための必要な法整備を行う。

(略)

6. 幸せを実感できる包摂社会の実現

(1) 共生・共助・女性活躍社会づくり

(共生)

(略)

また、ユニバーサルデザインの街づくりや心のバリアフリーの取組を推進するほか、第5次障害者基本計画¹⁰⁸に基づく障害者の就労や地域生活の支援¹⁰⁹及び生涯学習の推進、重層的支援体制整備事業の実施市町村の拡充、成年後見制度を含めた総合的な権利擁護、無戸籍者の解消の促進を図る。

(略)

³¹ 令和5年6月2日医療DX推進本部決定。

¹⁰⁸ 令和5年3月14日閣議決定。

¹⁰⁹ 片目失明者への支援等について、当事者の意見を聞きながら対応を検討することを含む。

(2) 安全・安心で心豊かな国民生活の実現

(文化芸術・スポーツ)

(略)

さらに、食文化等の生活文化や建築文化、文化観光の推進等を通じた地方創生や、アート市場の活性化や日本博2.0等を通じたグローバル展開力の強化を図るとともに、デジタルアーカイブ化やクリエイターへの対価還元を含むDXの推進、子どもや障害者の文化芸術鑑賞・体験機会の確保、伝統芸能、舞台芸術や日本映画、書籍を含む文字・活字文化の振興（書店と図書館等との連携促進及び読書バリアフリーの推進を含む。）や書店の活性化を図る。

(略)

民間企業等とも連携した障害者スポーツの振興や地域スポーツ環境の総合的な充実等により、誰もが気軽にスポーツに親しめる場づくりを推進するとともに、大規模国際大会の開催支援や持続可能な国際競技力の向上を図る。

8. 防災・減災及び国土強靱化の推進

(2) 東日本大震災、能登半島地震等からの復旧・復興

(東日本大震災からの復旧・復興)

(略)

地震・津波被災地域では、第2期復興・創生期間¹⁷²での復興事業の役割全うを目指し、心のケア等の課題に、政府全体の施策の活用を含め、適切に対応する。

(略)

(能登半島地震からの復旧・復興等)

(略)

また、今般の災害対応で得た知見をいかし、災害対応に係る取組を更に充実強化する。警察・消防・自衛隊等による最初期の対応、被災自治体への国等の支援や、災害派遣医療チーム（DMAT）等¹⁷⁴の医療福祉関係者、民間事業者、専門ボランティア団体等との連携強化による初動対応、避難所運営、物資の調達・輸送、広域・在宅避難等への支援など災害応急対策の取組強化、災害時のデジタル人材支援、災害に備える意識醸成や実践的訓練、必要な制度見直し等を行う。

今般の災害では半島という地理的制約のある困難な状況下での対応であったことを踏まえ、令和6年能登半島地震に係る災害応急対応の自主点検レポート

¹⁷² 令和3年度から令和7年度。

¹⁷⁴ 災害派遣精神医療チーム、日本医師会災害医療チーム、災害支援ナース、日本災害歯科支援チーム、日本災害リハビリテーション支援協会、日本栄養士会災害支援チーム、災害時感染制御支援チーム、災害派遣福祉チーム等。

に基づき、初動対応・応急対策に資する新技術や方策として、(中略)保健・医療・福祉の充実、災害支援への移動型車両・コンテナ等の活用、地域の防犯対策の充実、情報・通信システム活用による情報の共有・一元化等に取り組むとともに、これらを災害時に有効に活用できるよう、平時からの利活用を推進する。

(略)

第3章 中長期的に持続可能な経済社会の実現～「経済・財政新生計画」～

2. 中期的な経済財政の枠組み

(財政健全化目標と予算編成の基本的考え方)

(略)

予算編成においては、2025年度から2027年度までの3年間について、上記の基本的考え方の下、これまでの歳出改革努力を継続¹⁸¹する。その具体的な内容については、日本経済が新たなステージに入りつつある中で、経済・物価動向等に配慮しながら、各年度の予算編成過程において検討する。ただし、重要な政策の選択肢をせばめることがあってはならない。機動的なマクロ経済運営を行いつつ潜在成長率の引上げに取り組む。

3. 主要分野ごとの基本方針と重要課題

(1) 全世代型社会保障の構築

(医療・介護サービスの提供体制等)

(略)

このほか、がん対策、循環器病対策、難聴対策¹⁸⁶、難病対策、移植医療対策、慢性腎臓病対策、アレルギー対策、依存症対策¹⁸⁹、栄養対策、睡眠対策、COPD対策等の推進や、予防接種法に基づくワクチン接種を始めとした肺炎等の感染症対策の推進を図るとともに、更年期障害や骨粗しょう症等に対する女性の健康支援の総合対策の推進を図る。

(略)

¹⁸¹ 2013年度以降歳出改革を継続しており、「経済財政運営と改革の基本方針2021」(令和3年6月18日閣議決定)に基づく2022年度から2024年度までの3年間の歳出改革努力を継続。多年度にわたり計画的に拡充する防衛力強化とこども・子育て政策については、それぞれ2027年度まで又は2028年度まで歳出改革を財源に充てることとされている。なお、社会保障制度に係る歳出改革については、「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋(改革工程)」(令和5年12月22日閣議決定。以下「改革工程」という。)に基づく取組を進めることとされている。

¹⁸⁶ 高齢者自身が聞こえづらい状況であることに早期に気付くきっかけ作りや聴覚補助機器の体験促進を含む。

¹⁸⁹ 調査研究の推進等を含む。